

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

令和8年2月
物流・自動車局
審査・リコール課

1. 改正の背景

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、米国で製作した自動車の一部については、一定の条件を満たしたうえで道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合するものとみなすとともに、その旨を自動車検査証に記載できるようにするため、保安基準及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）について、所要の改正が行われ、これに伴い、「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領」を新たに制定された。

本制定に伴い、通達の一部を改正する。

2. 改正概要

リコールの届出及びリコールの実施状況報告等を取扱う「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」に、道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車も含めるにあたり、当該通達の一部を改正する。

3. スケジュール

公布：令和8年2月16日

施行：公布日と同じ